



「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する条例」の改正概要

東京都は、大地震の発生時に救急救命活動の生命線となり、緊急支援物資の輸送等の大動脈となる主要な幹線道路（緊急輸送道路）の機能を確保するため、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する条例」を平成23年に制定し、道路を閉塞させる危険性のある建築物の耐震化を推進しています。

この取組をさらに推進するため、平成31年3月に同条例を改正（7月施行）し、**沿道建築物の占有者の責務や、所有者の努力義務**についての規定を新たに追加しました。

